令和８年（再イ）第４号
広島県福山市藤江町甲716番地
再生債務者　藤谷　彦幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第１４号
長崎県長崎市椎の木町19番13号　サザンテラス椎の木207号室
再生債務者　松尾　力男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１０９号
東京都墨田区立花１―23―２―608
再生債務者　田沼　芳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３５号
京都市中京区小川通御池下る壺屋町453番地　リンツ御池　301
再生債務者　今村　公一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３９号
京都府長岡京市下海印寺南谷40番地１
再生債務者　中川　雅史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和７年（再イ）第５８７号
東京都世田谷区上祖師谷３－１－10
再生債務者　河田　順之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４２号
広島市西区三篠町３丁目24番15―301号
再生債務者　松浦　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８号
香川県高松市春日町７番地１
再生債務者　植田　　純
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１３号
香川県高松市香川町川東下1165番地33
再生債務者　久木元遊太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。
令和８年８月26日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで）	千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで	新設工事	令和８年８月27日

地方競馬全国協会令和７事業年度決算等に関する公告

令和８年８月26日
東京都港区六本木１丁目９番10号
地方競馬全国協会
理事長　斉藤　　弘

1　令和７事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,641	流動負債	12,306
現金・預金	15,707	固定負債	1,106
その他	7,934	利益剰余金	31,197
固定資産	20,968	積立金	34,361
有形固定資産	4,179	当期損失金	△3,164
無形固定資産	27		
投資その他の資産	16,762		
合計	**44,609**	**合計**	**44,609**

(注)１．有形固定資産の減価償却方法は、定額法による。
２．有形固定資産の減価償却累計額は、4,308百万円である。

損益計算書の要旨
（自：令和７年４月１日　至：令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失の部		利益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	24,950	経常収益	21,795
畜産振興補助事業費	5,656	交付金等収入	19,549
畜産振興事業費	91	その他の収入	2,075
馬産地再活性化事業費	4	事業外収益	172